

第9 現場調査

事前に関係者と連絡をとり、縄張り、白線等により主要施設部分又は変更部分を明示して、申請図書の内容と照合すること。

1 設置許可における現場調査

(1) 給油取扱所以外の製造所等の場合

- ア 保安距離、保有空地及び延焼のおそれのある部分の確認
- イ 構内道路の確認
- ウ 既存の設備等を用いる場合は、当該設備の確認
- エ その他必要事項の確認

(2) 給油取扱所の場合

- ア 給油取扱所求積図等による現場確認
 - (ア) 給油取扱所敷地の計測（四隅程度）
 - (イ) 前面道路の幅員の計測
 - (ウ) 敷地勾配
- イ 平面図、配置図等による敷地周囲の状況の確認
 - (ア) 給油取扱所の空地
 - (イ) 歩道切下げ、電柱、バス停、街路樹等の位置
 - (ウ) 高圧電線、共同溝、地下鉄又は地下街からの距離
 - (エ) 直流電気鉄道の軌道、変電所等がほぼ1キロメートルの範囲にある場合における大地比抵抗、大地電位勾配又は配管等の対地電位
 - (オ) 隣地及び隣地建物に対する防火塀、通気管等の位置等
- ウ その他必要事項の確認

2 変更許可における現場調査

次により現場調査を行うこと。

- (1) 変更図面等による変更部分の確認
- (2) 変更によって新しく生じる法令等の不適合部分の確認
- (3) 立入検査等による指摘箇所の確認

3 仮使用における現場調査

仮使用における調査は、原則として、変更許可申請に伴う現場調査と並行して行い、調査項目は次による。

(1) 仮使用承認基準事項の確認

(2) 消火設備、警報設備及び避難設備の変更では、工事中使用が不能となる設備の確認と、当該設備の代替措置の確認

4 その他現場調査

資料提出書等各種申請又は届出において現場調査が必要と思われる場合は、現場調査を実施すること。